

古河電工健康保険組合被扶養者健康診断実施規程

(目的)

第1条：この規定は後期高齢者医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき実施する特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。）を含む各種健康診査について、円滑に実施しするために定めたものである。

(業務の委託)

第2条：本健診は健康保険組合経営研究会を母体とした、健診共同事業推進連絡会に参加して実施するものとする。
なお、株式会社イーウェルが健診業務を代行する。

(業務内容)

第3条：代行機関に委託する業務は下記とする。

- ①健診実施機関での健診の手配
- ②健診実施機関との折衝
- ③健診実施に必要な業務フローの構築、案内資料の作成、配達代行業務
- ④健診結果の回収およびデータ化、データによる納品
- ⑤各種費用の一括清算代行業務
- ⑥その他健診を円滑に実施するための必要事項

(対象者)

第4条：家族健診の対象者は40才以上74才以下の被扶養者のほかに、40才未満の被扶養配偶者も含むもので、有効期限内の受診券と資格を証明することのできる保険証を提示したものとする。

(費用)

第5条：基本健診については健診共同事業推進連絡会代表と株式会社イーウェルとの間で締結された基本契約書(別紙内訳書)に示された金額を全額健保組合が負担する。なお、受診に対する健保補助は年度1回を限度とする。
その他オプション項目については受診者の自己負担とする。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程変更は令和6年4月1日から施行する。